

(令和7年7月3日現在)

(※注)

- ・上表の事業者は、八戸市の許可を有する産業廃棄物収集運搬許可業者です（八戸市内で産業廃棄物を積替え保管する場合に、八戸市の許可が必要となります）。
- ・八戸市の許可業者以外であっても、青森県の許可で産業廃棄物の収集運搬を行うことができます。青森県の許可業者は県HPをご覧ください。

- ・各業者は、上表の「○（又は◎）」がある産業廃棄物を取り扱うことができます。
- ・なお、実際に取り扱える具体的な品目は、事業者により異なりますので、詳細は事業者にご直接お問い合わせください。